

平成30年6月8日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成30年6月8日
開会 9時30分 閉会 14時04分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 松村記者（勝毎）
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件および審査結果 別紙のとおり

1 付託された陳情の審査について

- (1) 陳情第2号 株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書
- (2) 陳情第3号 「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- (3) 陳情第4号 「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
- (4) 陳情第5号 「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- (5) 陳情第6号 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書

2 所管事務調査項目について

委員長より、「新地方公会計制度」について担当部局から説明したい旨の申し出があったことが伝えられ、それを受けて6月18日に所管事務調査を行うこととし、継続審査としていた陳情第2号についても同日審査を行うこととした。

- 3 道内視察研修について
日程については、8月6日(月)～7日(火)で予定したい旨の委員長提案に全委員了承。
- 4 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇審査内容

(付託審査開始 13:30)

○委員長(小川純文) それでは、午前中は現地調査のほう、大変ご苦労さまでした。

ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。

次第どおり、これからは、付託された陳情の審査に移っていきたいと思います。陳情の審査でありますけれども、陳情第2号から、本日は、3号、4号、5号、6号と新たに4件の陳情が入っているわけでありまして、継続しております陳情第2号につきましては、本日の陳情案件の最後に回ささせていただきます、今回付託されました3号からを先に審査をして、本日の陳情の審査を進めていこうと思うところでありまして、そのような方向で委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、陳情の審査に入っていきます。

陳情第3号、「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書であります。

この陳情につきまして、委員の皆さんの質疑、ご意見等はございますか。

谷口副委員長。

○副委員長(谷口和弥) 今、審議しております陳情第3号については、昨年も6月議会において、ほぼ同じ表題名、同じ団体から、会長の方は交代しているようではございますけれども、出されている中身であると思います。

昨年も、このメンバーでの審議をされているということの中では、その整合性を取る意味でも、また改めてこの文章を読むに当たっても、昨年同様にするのが良いのではないかというふうに思います。

ついでですが、これから議題に上がります陳情第5号についても、同様な中身で昨年出ておりますので、二つそういう考え方で進めるのが、よろしいのではないかというふうに考えるところであります。以上です。

○委員長(小川純文) 今、谷口副委員長からご意見がありましたように、この案件については、昨年も、その前からも続いている案件だと思えます。内容的にも変更がないということですので、意見等は終了させていただいて、討論に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) そのように進めさせていただきます。

討議に入ります。

この陳情につきましては、例年同様、賛成という方向で委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) それでは、陳情第3号につきましては、全会一致で採択ということ

で、進めさせていただきます。

それでは、次の陳情第4号に移らせていただきます。

陳情第4号、「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書であります。

この陳情について、委員の皆さんからご意見等はございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 陳情第3号にも一部内容が掲載されていましたが、私はこの陳情に賛成の立場です。教職員の長時間労働が社会問題になって、働く人の勤務時間への意識も高まってくる中、給特法は昭和47年に施行された法律でありまして、当時の状況と今とでは、かなり実態が懸け離れていると思います。子供たちがより良い教育を受けるためにも給特法を見直し、学校における働き方改革を実行性のあるものにしていく、そのためには、これは大切な陳情であるというふうに思います。以上です。

○委員長（小川純文） 他に、ご意見はございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 総論的には前段と同じではありますけれども、改めてこの教職員の長時間労働解消に向けてということで、労働団体から給特法の廃止を求めてこられたというのは、こういった名称で提出されたのは、今回がはじめてだというふうに認識いたします。教職員の過労死ラインを超えているという状況については、陳情第3号にも述べられているわけですが、いわゆる教職員という職業に関して、残業を認めないということを規定する根拠になっているのがこの給特法。

賃金的には4%増額するというにはなっているものの、これだけ過労死ラインを超える57.6%もの労働をする80時間を超えた労働でありますから、当然この4%の賃金ということでは、お金の問題だけではありませんけれども、合致しない矛盾が拡大されている現状にあります。法整備されてから、約40年ありますから、やはり「廃止を」というのは、私も理解するところです。以上です。

○委員長（小川純文） 他に、ご意見はございますか。

ないようであれば、討論に入りたいと思います。

反対討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） ありませんね。

反対討論がないということであれば、全会一致での採択ということでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） 陳情第4号については、全会一致での採択ということで決定させていただきます。

続きまして、陳情第5号、「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書であります。

本陳情にご意見のある方はいらっしゃいますか。

この陳情につきましても、先ほどご意見がありましたように、例年、当委員会に上がってきている案件であります。

意見がないようなので、討論に入りたいと思います。よろしいですか。

(よいの声あり)

○委員長(小川純文) 反対討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) それでは、この陳情第5号につきましても、全会一致で採択ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) それでは、陳情第5号につきましても、全会一致での採択と決定させていただきます。

続きまして、陳情第6号、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書であります。

この陳情書に対して、ご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) これも、この表題で提出されるというのは、はじめてのことかというふうに思います。地方公務員におけます一般非常勤職員の割合というのは、年々増加しておりまして、例えば本町であれば50.3%と5割を超えている現状にあります。こういった現状は全国的に同じような傾向があると思います。その地方公務員のいわゆる処遇改善というのは、これは、働いている皆さんの労働意欲、また、生活の保障、そして、大局的に見れば地域的な経済の問題にも発展してまいります。

従いまして、処遇の改善を求めるというのは、この1番から4番について当然のことというふうに理解をしております。以上です。

○委員長(小川純文) 他に、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) 意見がないようなので、討論に入らせていただきます。

反対討論をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) 反対討論がないということなので、陳情第6号につきましては、全会一致で採択という方向でよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(小川純文) 陳情第6号につきましては、全会一致で採択ということで決定させていただきます。

それでは、一番最初になります陳情第2号に戻りたいと思います。

陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書でございます。

まず意見に入る前に、事務局から今までの議会への報告等々を時系列にまとめた資料を

用意しましたので配布させていただきます。

事務局長。

- 事務局長（細澤正典） 前回の総務文教常任委員会で作成の指示のありましたアルコ236、道の駅・忠類に関する議会での審議状況、報告状況という部分で一覧にまとめさせていただきます。

毎年6月ということで、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況等を説明する書類の提出ということで、これは毎年6月に行われているところです。

それと、平成28年ですから一昨年になりますけれども、6月23日、全員協議会でアルコ236及び道の駅・忠類の運営状況について審議いたしましたところ。

その後、忠類の問題に関しては、全ての委員会に関わることで、3常任委員会合同で調査をしようということで、平成28年7月から11月にかけて3常任委員会合同での所管事務調査を実施いたしました。内容については、忠類地域の振興、活性化ということで、5回の委員会を開催したところ。

平成28年9月28日に、幕別町新庁舎とまちづくりを考える有志の会会長から忠類振興公社経営に関する陳情書が提出され、平成28年11月4日に総務文教常任委員会に付託いたしました。これにつきましては、平成28年11月30日、趣旨採択の議決を行ったところ。

時系列的には少し前後いたしますけれども、平成28年11月から12月ということで、アルコ236の新たな指定管理という部分がございますので、その審議のため、アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会を設置いたしました。審査事件といたしましては、議案第109号、指定管理者の指定についてということであります。これにつきましては、4回の委員会を開催いたしまして、平成28年12月16日の議会で原案を可決したところ。

その後、平成29年3月に一般会計の予算を可決しております。

昨年度に入りまして、平成29年6月に全員協議会で平成29年度のアルコ236及び道の駅・忠類の運営状況について協議いたしました。

決算審査の際には、決算資料として指定管理の評価シートを提出してくださいという意見を付けたことから、平成29年第3回定例会には、それに関わる評価シートも決算資料として提出いただいているところ。

平成29年9月に28年度の一般会計の決算認定を行いました。

平成29年11月20日の全員協議会でアルコ236及び道の駅・忠類の運営状況等について。

そして、平成30年2月にアルコ236の改修に向けた調査報告ということで、全員協議会を開催しております。

平成30年3月16日ということで、30年度の一般会計を可決したところ。

平成30年4月20日、今審査しております陳情書が出されておまして、5月10日にそれを総務文教常任委員会に付託したという流れでございます。以上です。

- 委員長（小川純文） ただいま、事務局長のほうから(株)忠類振興公社並びに、アルコ236並びに、道の駅・忠類に関する運営状況の議会への報告状況を説明させていただきました。

委員の皆さんからご意見はございますか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） 前回の審議の時にも、この陳情書につきまして、町民につきまして、十分な説明という表題については、どのような政策を打つに当たっても、町民の理解を得るための努力をするという点で理解するところなのではけれども、内容において、事実と異なるという発言をしてまいりました。今、局長から、これまでの経過をるる説明いただきまして、改めて自分の記憶するところ以上に積み上げてきたのだなというふうに思います。

それで、もう1点なのではけれども、陳情者の方の捉え方として違っているのではないかと思うのは、町民に対する説明が不十分であるということなのではけれども、私たち議会は町民の代表でありますから、議会に説明いただくこと、つまり町民に説明をいただくことに直結するわけですね。それで、そこがなかなか理解を得られていないところなのだろうなというふうに思い、今、議会改革の中で議会報告会ですとか、いろいろな努力をしてきているところなのですが、そういった点でも理解を得る努力を議会としてはしなければいけないだろうと。この文章としては、町民に説明がないということについては、説明はされていると。それで、議会と町民との関係という点では、それぞれいろいろな形で個々も含めて努力をされているというようなことは、改めて申し上げておきたいというふうに思いました。それが、前回より付け加えるところです。

- 委員長（小川純文） 他に、ご意見はございませんか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） きょうの午前中、本当に勉強になりました。特に、ボイラーのことなどは全く分からない中で現場を見せていただいて。

この陳情者は、そういったことに対して、改修に対する疑念も多分持たれているのではないのかなというふうに思います。

私としては、先日ボイラーについては、説明書をいただいたりもしてきていますけれども、きょう学んだことも含めて、もっと自分なりにきちんと精査する時間をいただいて、そして、会期中の中で、きちんとお答えができるようになってほしいというふうに希望として持ちました。以上です。

- 委員長（小川純文） 他に、ご意見はございませんか。

谷口副委員長。

- 副委員長（谷口和弥） 発言を前回もさせていただきましたけれども、思いとしては、その後、日にちも経ちながら、この件について私なりの町民との対話等の中でも、前回述べたことと、その内容が変わるものというものは全くありません。

大いなる事実経過の誤解の中で、こういう主義主張といいますか、陳情書になってしまっている。このまま、この委員会の任務ということで、前回も言いましたけれども、可とするか、不可とするかということの中では、陳情者の意に沿う形にはなりづらいという思いでいるものは変わらないです。

きょう、アンビックスさんのほうに行かせていただきましたけれども、一番の私なりの

見るところは、アンビックスの総支配人、責任者や、その中心となるスタッフの方がどういう姿勢かと、お任せして、そういう方々なのかということが一番の注目どころということで、直接会ってお話させていただきましたけれども、その点においても大変熱心に、この地域の将来も含めて、地域の雇用のことも含めて将来性を持って頑張っていらっしゃるといふことの理解ができる中では、非常に頼もしいもの、安心をして帰ってきたところでもあります。そのような思いを、きょう新たにしてきたということをつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

- 委員長（小川純文） 今、ご意見がありましたように、本日、現地調査ということで陳情の部分とプラス合わせた中での今後の運営の考えだとか、施設の現状なども見せていただきました。行って得るものもあったのかなというご意見でありましたけれども、ただ今、もう少しまとめる時間をいただきたいというご意見もございましたので、この案件については継続審査という形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（小川純文） それでは、陳情第2号につきましては、継続審査ということで進めさせていただきます。

それでは、ここで陳情案件が終わりましたので、インターネット中継を終了させていただきます。